

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 1 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 28 年 2 月 24 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、平成 27 年 6 月 5 日以前に駐広島大韓民国総領事館（以下「総領事館」という。）より、安芸府中高等学校、海田高等学校、西高等学校の各校長ら（以下「本件各校長」という。）が総領事館関係者と連絡を行ったことが分かる全ての文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 3 月 7 日付けで異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 3 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 総領事館が平成 27 年 6 月 22 日に開催する韓国料理を食しながら韓国の文化や韓国語に対する意見を交わすという趣旨の晩餐会（以下「本件晩餐会」という。）について、総領事館は、本件各校長に対して直接招待をしているが、職務専念義務を負っている校長は、総領事館との連絡についての記録を当然に行わなければならない、私的な時間において私的な手段で行うことはあり得ない。

(2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定により職務専念義

務を負っている校長が特定の団体の代表者に飲食を提供されることはふさわしくない。

- (3) 実施機関の理由説明書には、平成 27 年 5 月下旬頃、本件各校長は、総領事館から電話によって行われた本件晩餐会への参加打診に対して回答した、とある。本件晩餐会への参加が私的な参加であれば、本件各校長は参加打診に対する回答義務はないと思うが、回答しているということは、勤務中に電話を受けており、その電話は職場にかかってきたと思料する。本件各校長の本件晩餐会への参加は私的参加であると、実施機関は異議申立人に回答している。本件各校長は、採用時にサービスの宣誓をし、職務中に私的な用務により義務違反をしてはならない以上、総領事館との連絡の記録が何らかの形で残っているはずである。
- (4) 私的な参加の可否を個人の携帯電話で行うはずもなく、本件各校長の携帯電話番号を総領事館が知っているという証明もない。そして、教育長に対して報告していないという証拠もない以上、連絡を行ったことを記録した文書が存在するはずである。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

実施機関が本件各校長に確認を行ったところ、本件各校長は、本件晩餐会について、平成 27 年 5 月下旬頃、総領事館から電話により参加の打診を受け、参加が可能である旨を総領事館に伝えていた。

本件晩餐会は、参加の打診に対して希望した者だけが出席した懇親の会であり、その際の記録は行われていなかったため、本件処分を行ったものである。

なお、本件各校長は、前記の電話でのやり取りの後、総領事館総領事から、平成 27 年 6 月 5 日付けの「韓国語採択高校との晩餐会（ご招待）」と題する文書（以下「招待状」という。）を受領しているが、当該文書は、郵便により発送され、平成 27 年 6 月 5 日より後に受領されていたため、本件請求の対象文書とはしていない。

また、仮に、招待状を、発送日に基づき平成 27 年 6 月 5 日以前のものとして取り扱うとしても、本件晩餐会は希望した者だけが出席した懇親の会であり、本件各校長はいずれも私的な立場で参加したものに過ぎないため、条例第 2 条第 2 項に規定される行政文書に該当せず、本件請求の対象文書にはならない。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 本件請求について

本件請求は、平成 27 年 6 月 5 日以前に総領事館と本件各校長が連絡を行ったことが分かる全ての文書の開示を求めるものであり、異議申立人は、勤務中に職場で受けた電話等、総領事館との連絡については何らかの記録が残っているはずであるから、本件請求文書は存在するはずである旨主張していることから、以下、その存否について検討する。

## 2 本件処分の妥当性について

### (1) 実施機関の説明

実施機関は、本件各校長が総領事館から電話で本件晩餐会への参加の打診を受けたことについて記録を残していないこと、本件各校長が平成 27 年 6 月 5 日より後に招待状を受領していること、仮に、招待状を平成 27 年 6 月 5 日以前に受領していたとしても、本件晩餐会は、参加の打診を受けて、希望した者だけが参加する懇親の会であり、本件各校長が本件晩餐会に私的な立場で参加したものであるから行政文書に該当しないことをもって、本件請求文書は存在しない旨説明する。

### (2) 本件請求文書の存否について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件晩餐会の参加に当たり、本件各校長への旅行命令は発せられていないとのことであった。また、総領事館から広島県教育委員会教育長に対して送付された本件晩餐会への招待状を見分したところ、「この晩餐会は本場の韓国料理を食しながら韓国の文化や韓国語などに対する意見を交わす、意味深い時間になると思います。」とあり、本件晩餐会の趣旨と思われる内容が記載されていた。

実施機関は、本件晩餐会は韓国料理を食しながら韓国の文化や韓国語に関する意見を交わす趣旨で催されたものであるから、職務に関係する事項について意見交換が行われたとしても、上記(1)のとおり、本件各校長は本件晩餐会に私的な立場で参加し、自身の知る範囲で個人的な意見を述べればよいと認識していたと説明する。

そうすると、本件各校長が、本件晩餐会の参加等に関連する聞取票等の文書を作成しなかったとする実施機関の説明は、特段、不自然又は不合理とはいえない。また、当審査会において、平成 27 年 6 月 5 日以前に本件各校長が招待状を受領していたかどうかを確認することはできないが、仮に、同日以前に招待状を受領していたとしても、本件各校長が当該招待状を組織的に共用するために收受・回覧していないとする実施機関の説明は、特段、不自然又は不合理とはいえない。

(3) したがって、実施機関が本件請求文書を作成または取得していないため、これらを不存在として本件処分を行ったことは妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 4. 20	・ 諮問を受けた。
28. 4. 25	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
28. 6. 3	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
28. 6. 7	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
28. 7. 7	・ 異議申立人から意見書を収受した。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授